

## 業 務 等 質 問 書

提出日：令和6年 12月 9日

発注機関名	長野技術専門校	公告日	令和6年11月18日
事業名	令和7年度前期民間活用委託訓練事業		
質問内容	<p>託児についての質問</p> <p>いくつか一覧にある施設に相談や確認をしたところ、入所に際して</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育の必要な理由を証明する書類を提出すること</li> <li>2. 保護者の就労証明書（当校への訓練証明書と求職証明書）</li> <li>3. お住まいの市町村の支給認定書（3号証明書）</li> </ol> <p>が必要といわれた（記載されているところもあり）。</p> <p>受講生が入校を希望（もしくは入校が決定）してから、書類を申請して入所の手続きということになるそうです。</p> <p>そのため現時点で予約はできず、申込時に空きがあれば入所という形になりますとのこと。</p> <p>現段階で、契約も未定、受講生の該当者が何人いるかもわからない場合は確約は難しいですねとの回答でした。</p> <p>託児については100%入所できると確約していただける施設がないと申請書の提出は不可ということでしょうか。</p> <p>また託児所で連絡をとったところは、0～2歳児（3歳になった年度末）まで入所できるとのことでしたが未満児限定の預かりの場合でも申請書を提出してもよいでしょうか。</p>		

回答	<p><b>【産業人材育成課能力開発係】</b></p> <p>(1)</p> <p>訓練期間中確実に託児サービスを提供可能な託児施設を確保できる場合、訓練コースに託児サービスを付加できます。</p> <p>入所できる確約がない場合は、申請書の提出は不可となります。</p> <p>(2)</p> <p>託児サービスの利用対象者については、下記「託児サービスについて」1に記載の条件に該当する者であり、0～2歳児（3歳になった年度末）を預かり対象とする等、託児利用可能な児童の年齢が限定される場合も、申請書の提出は可能です。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>令和7年度前期民間活用委託訓練事業業務委託公募型プロポーザル実施公告（別紙）託児サービスについて</p> <p>1 託児サービスの利用対象者</p> <p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条において定める児童のうち、就学前の児童とし、乳児（満1歳に満たない者）及び幼児（満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）とする。</p> <p>(2) 上記（1）に該当し幼稚園に通っている児童の夏季休暇等の期間が訓練期間と重なるため、一時的に託児サービス利用を希望する場合であって託児サービス提供機関が対応可能な場合は、状況に応じて託児サービス利用対象者となり得る場合がある。この場合、厚生労働省との事前協議が必要となる。</p> <p>(3) 技専校等の長が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者。</p>
----	---